

第27回参議院議員通常選挙啓発事業
「テレビスポット」・「ラジオスポット」等制作委託等業務
企画コンペ実施要領

1 趣旨

「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発推進要綱」により、テレビ・ラジオの放送等による啓発を実施するにあたり、県民の選挙に対する関心を高める放送素材の制作及び放送並びに各種啓発グッズの素材制作及び物品調達等を行うために、素材作成計画書を募集し、企画コンペを実施するものである。

2 業務の内容

(1) 素材等の規格

① 放送素材

ア テレビ15秒間、ラジオ20秒間のスポット広告の放送素材を制作し、本要領2（4）の放送実施機関で放送する。

イ テレビ等の画像については、実写、コンピュータグラフィック、アニメーション等、特に制限はない。

ウ 放送素材のほか、ホームページ掲載用及び県内行政機関の庁舎内における放映用として、テレビスポットと同一内容の動画データ（字幕なし及び字幕付きの2種類）及び統一イメージの静止画データ（静止画データについては啓発グッズの素材等と同一でも可）を作成する。また、テレビスポットと同一内容の動画データ（字幕付き、VOB形式）を書き込んだDVDを8枚作成する。

② 広報車用啓発カセットテープ等

2種（投票日の前日まで用、当日用）

③ 各種啓発グッズ等

ア チラシ

イ ポケットティッシュ

ウ 卓上三角柱POP

エ のぼり旗

オ サッカー台啓発シール

カ 自動車用マグネットシート

キ 横断幕・懸垂幕

ク 看板

ケ 新聞広告

コ ファミリーレストラン等におけるテーブルステッカー広告

サ Instagram広告

シ インターネット動画広告

ス 映画館におけるスクリーン広告

セ モンテディオ山形のホームゲームでの大型映像装置によるCM放映

ソ 各種啓発グッズ等に活用する素材（電子データ）

(2) 素材等の内容

① 放送素材の企画方針等

第27回参議院議員通常選挙は、その啓発活動にあたって、県民各層の関心を高めるとともに、将来の有権者となる子どもや、他の年齢層と比較して投票率が低い若年層から社会と政治に関心を持ってもらうことが重要である。このため、子連れ投票・家族ぐるみの投票を推進する内容や、若者が親しみやすいキャラクターなどの活用等、若年層の投票を促す工夫をし、広く有権者及び将来の有権者が選挙に対する関心を高める内容とする。

また、キャッチフレーズ（キャッチコピー）を必ず1つ定めることとし、テレビの素材とラジオの素材は、内容・イメージに一貫性を持たせた素材とすること。併せて、インパクト、わかりやすさ、好感度等についても十分配慮するものとする。

なお、放送素材の内容、キャッチフレーズ（キャッチコピー）、出演者について、特定の政党や候補者に関係があるものもしくは連想されるものは不可とする。また、出演者については選挙啓発CMの品位を損ねることのないよう、十分調査すること。

放送素材はテレビ、ラジオ共に、投票日の前々日まで用いるもの、投票日前日に用いるもの及び投票日

当日に用いるものの3種類を原則とする。ただし、内容にバリエーション（子連れ投票・家族ぐるみ投票バージョンと若年層への投票呼びかけバージョン等）を持たせることを妨げるものではない。投票日前日及び投票日当日に使用する放送素材については字幕、音声等を投票日前日対応及び投票日当日対応のものとし、画像や音楽は同一のものも可とする。

また、テレビスポットの動画データ（MP4形式）を山形県選挙管理委員会事務局へ提出すること（字幕なし、字幕付きをそれぞれ提供）。

② 広報車用啓発カセットテープ等

ラジオスポットと「呼びかけ」（山形県選挙管理委員会事務局で作成）を交互に絡めるものとし、投票日前日までに用いるもの、投票日当日に用いるものを各々50本（30分カセットテープ及び30分CDで計50本。内訳はカセットテープ18本、CD32枚）作成すること〔県内31箇所へ個別発送〕。

また、ラジオスポットと「呼びかけ」の音声データ（各1回分、MP3形式）を山形県選挙管理委員会事務局へ提供すること。

③ 各種啓発グッズ等

出来る限りテレビスポットと同一イメージを用いたものとし、各啓発グッズの規格、作成数及び発送箇所数等は以下のとおりとする（発送先は別途指示）。作成数は最低条件を示したもののなので、以下に示す作成数以上を作成し、提案者が有効と考える場所に設置等することも可とする（例：卓上三角柱POPを500個追加作成し、家族連れや若年層の利用が多いカフェ、ファミレス、大学の食堂等に設置する等）。

ア チラシ〔表面はスポット素材をもとに作成、裏面は山形県選挙管理委員会事務局の原案をもとに作成〕

- ・規格：コート紙、菊判50.5kg、総合評価値80以上又はFSC認証を受けている用紙、A4版・両面、フルカラー、100部ごとに仕切り紙を入れる。
- ・作成数：353,000枚〔県内約160箇所に個別発送〕

イ ポケットティッシュ〔外装に差し込む台紙はスポット素材をもとに作成〕

- ・規格：サイズは外寸80mm×110mm程度、ティッシュは総合評価値80以上又はFSC認証を受けているものであること、2枚／組×8組入り。台紙は縦75mm×横105mm程度、片面、フルカラー、コート紙90kg（塗工量が両面で30g/m²以下）で外装の外ポケットに差し込むこと。
- ・作成数：62,000個〔県内約50箇所に個別発送〕

ウ 卓上三角柱POP

〔1面はスポット素材をもとに作成、2面は山形県選挙管理委員会事務局が原案を提示〕

- ・規格：コート紙125kg、展開A4、スジ押し加工あり（A4横にタテ3本）、のりしろ部分両面テープ加工なし、組立前の状態で発送
- ・作成数：3,400個〔県内約140箇所に個別発送〕
- ・その他：ホームページ掲載用のPDFデータを提供すること。

エ のぼり旗〔スポット素材をもとに作成〕

- ・規格：縦1,700mm×横450mm、防炎ポンジ生地、2色刷り、防炎製品ラベルがついたものとする。 ※旗のみ。ポール・立て台は不要。
- ・作成数：720枚〔県内約50箇所に個別発送〕

オ サッカー台啓発シール〔スポット素材をもとに作成〕

- ・規格：縦220mm×横307mm（変型A4版、角はRカット）、ユポ・サクシオンタックWKF340又は同等の品質のもの、片面、フルカラー
- ・作成数：1,800枚〔県内約50箇所に個別発送〕

カ 自動車用マグネットシート〔スポット素材をもとに作成〕

- ・規格：縦250mm×横500mm×厚さ約1mm、白色、EZAフラット塩ビ同等品以上、UVラミネートグロス80U RG80同等品以上、シルクスクリーン印刷又は色数に応じ、適切な印刷方法とすること。
- ・作成数：260枚〔県内約40箇所に個別発送〕

キ 横断幕・懸垂幕〔スポット素材をもとに作成〕

- ・規格：ターポリン製又は同等の素材の横断幕・懸垂幕
- ・設置場所：集客力の高い商業施設等2箇所以上
※具体的な設置場所を提示することとし、設置にあたっては、設置施設に設置の可否やサイズなど、必要事項を必ず確認すること。
※作成、設置から撤去までを行うこと。

(参考) 過去の設置場所

- ・イオン山形南店・店舗外壁 (縦13,000mm×横1,200mm)
- ・イオン山形北店・店舗外壁 (縦9,400mm×横1,250mm)
- ・イオンモール天童・店舗外壁 (縦9,400mm×横1,350mm)

ク 看板〔スポット素材をもとに作成〕

- ・規 格：縦1,800mm×横4,500mm、耐水ベニア看板、足つき ※サイズは足を除く。
強風等による看板の転倒防止に努めること
- ・設置場所：県庁前1箇所 ※作成、設置から撤去までを行うこと。

ケ 新聞広告〔スポット素材をもとに作成〕

山形新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞及び庄内日報の6紙において、選挙期日の前日の朝刊に広告を掲出する。広告データの作成から新聞広告の掲出（掲出するための各新聞社との連絡調整を含む）までを行うこと。広告は出来る限りテレビスポットと同一イメージを用いたものとし、山形新聞はテレビ面ぶらさがり（カラー）、山形新聞以外の5紙は記事下2段2分の1（白黒）で掲出すること。なお、政党及び候補者の広告記事と同一紙面及び見開き紙面にて一緒にならないようにすること。

コ ファミリーレストラン等におけるテーブルステッカー広告

ファミリーレストラン等に掲出するためのテーブルステッカー用の画像データを作成し、当該ファミリーレストラン等又はその店内メディア代理店等と掲出可能な規格等を調整のうえ、作成したデータを入稿、掲出すること。掲出する場所は、主に家族連れや若年層が多く来店する県内のファミリーレストラン等を選出し、県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）で各1店舗以上に掲出すること。掲出期間は選挙公示日から選挙期日まで。

また、掲出したステッカーのサンプルを5部提出すること。

(参考) 過去の掲出場所

- ・令和7年山形県知事選挙 すかいらーくグループ 県内11店舗

サ Instagram 広告

Instagram に、スポット素材をもとに作成した静止画広告を掲出する。掲出期間は選挙公示日以降可能な限り早い日から選挙期日まで。広告の設定予算の総額は150,000円以上とし、山形県のエリアに絞って、CPM (Cost Per Mille) 方式により掲出する。なお、年代・年齢による限定は行わない。

また、Instagram 広告を掲出する手続の中で、山形県選挙管理委員会事務局が行わなければならない手続についても、可能な限り支援を行うこと。

シ インターネット動画広告

民間インターネット動画サイトにテレビCM用に作成した動画を掲出する。掲載動画サイトはYouTube及びTVerとする。それぞれのサイトにおける広告の視聴回数は、各33,000回以上を想定。YouTubeについては、15秒間全て見た場合に課金される方式（5秒後にスキップできる広告）により発注する。掲出期間は選挙公示日以降可能な限り早い日から選挙期日まで。動画広告は山形県のエリアに絞って掲出する。なお、年代・年齢による限定は行わない。

また、インターネット動画広告を掲出する手続の中で、山形県選挙管理委員会事務局が行わなければならない手続についても、可能な限り支援を行うこと。

ス 映画館におけるスクリーン広告

県内の映画館におけるスクリーンにより、作品本編が流れる前の広告時間を用いて、テレビCM用に作成した動画を上映する。選挙公示日から選挙期日の間に上映される作品で、家族連れや若年層を対象とした作品を複数以上指定して上映すること。上映する県内映画館は、主に家族連れや若年層が多く来館する場所を選定し、複数以上の映画館において実施すること。

セ モンテディオ山形のホームゲームでの大型映像装置によるCM放映

モンテディオ山形のホームゲームにおいて、大型映像装置によりテレビCMを放映する。放映日は投票日の直前の土日祝日開催のホームゲームとし、放映回数は、1放映15秒を試合前及びハーフタイムに各1回の計2回を原則とする。ただし、試合前又はハーフタイムのいずれかで2回放映することも可とする。なお、試合進行等のやむを得ない理由があると認められる場合は、試合前若しくはハーフタイムのいずれかで1回の放映としても差し支えない。

ソ 各種啓発グッズ等に活用する素材（電子データ）

本要領2（2）③各種啓発グッズ等に使用した電子データ及び別途指示した縦横比で2種類程度のデータを用意（スポット素材をもとに作成）。

(3) 素材制作経費等及び放送経費（税込み）

18,883,000円以内。うち、放送素材作成経費 1,500,000円程度を目安

(4) 放送実施機関

ア テレビ

山形放送株式会社、株式会社山形テレビ、株式会社テレビユー山形及び株式会社さくらんぼテレビジョンの民放4社

イ ラジオ

株式会社エフエム山形、山形放送株式会社、山形コミュニティ放送株式会社、酒田エフエム放送株式会社、株式会社ニューメディア、日本・アルカディア・ネットワーク株式会社及び新庄コミュニティ放送株式会社の民放7社

(5) 放送実施の期間及び回数

ア テレビ

(ア) 期 間 選挙公示日から選挙期日まで

(イ) 回 数 民放4社については、各79回以上

(ウ) 時間帯 A48回以上 特B80回以上 B88回以上 C100回以上

(アルファベットは、放送時間帯のタイムランク)

イ ラジオ

(ア) 期 間 選挙公示日から選挙期日まで

(イ) 回 数 株式会社エフエム山形及び山形放送株式会社については各40回以上、山形コミュニティ放送株式会社、酒田エフエム放送株式会社、日本・アルカディア・ネットワーク株式会社、株式会社ニューメディア及び新庄コミュニティ放送株式会社については各22回以上

ウ その他

放送の実施にあたっては、投票日前1週間に重点的に配分すること。

3 参加資格

(1) 次に掲げる要件を全てみたすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 1年以上引き続き業として当該企画コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（企画コンペ参加者が個人である場合にはその者を、企画コンペ参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 山形県とのテレビ・ラジオ広告の制作又はこれと同等の実績を有しており、山形県選挙管理委員会事務局

との円滑な連絡調整等のため、県内に本社又は営業所を有する事業者であること。

4 素材作成計画書の提出

(1) 提出書類

別紙1「参加申込書」(添付資料として事業者の概要、事業実績等を含む)、別紙2「参加資格確認書」、素材作成計画書(以下「計画書」という。)&及び見積書(経費内訳書。様式任意)を提出する。

計画書は、電子データ及び書面でA4用紙片面1枚、両面7枚(14ページ)以内(縦書き・横書きは任意)の計8枚以内を提出することとし、提出点数は1点のみとする。

計画書の構成は、片面1枚を表紙として事業者名を記載し、両面7枚(14ページ)以内には審査員に配付する資料とするため事業者名を記載しないこと。計画書作成にあたっては、本要領2の内容を踏まえたものとする。また、テレビ等及びラジオの計画書を一括して一の計画書とすること(テレビ等とラジオを分割した計画書の提出は認めない)。

なお、計画書に記載する内容は次の①から⑥を網羅したものとすること。独自提案がある場合の記載方法は任意とするが、計画書中の独自提案の部分が把握できるように記載すること。

- ① 計画の趣旨・考え方 : 計画作成の趣旨・考え方を分かりやすく記載すること。
- ② キャッチフレーズ : 必ず1つ定め、内容を分かりやすく記載すること。
- ③ 放送素材 : テレビCMの素材については、出演者(ナレーターを含む)、撮影場所、撮影方法を記載し、出演者、撮影場所の写真等詳細を記載すること。ラジオCMの素材については、ナレーション、台詞等を記載すること。また、テレビCM及びラジオCMの素材は内容・イメージに一貫性を持たせたものであることを分かりやすく記載すること。
- ④ 放送回数等 : テレビCM、ラジオCM及びインターネット動画広告の放送回数並びにInstagram 広告の設定予算額を記載すること。なお、テレビCMはタイムランク別の放送回数を記載すること。
- ⑤ 各種啓発グッズ等 : 本要領2(2)③ア～セの各種啓発グッズ等について、作成イメージを分かりやすく記載すること。
また、横断幕・懸垂幕の設置施設を記載すること。
- ⑥ 作成スケジュール : 計画書に記載の各業務について作成開始から納品までのスケジュールを分かりやすく記載すること。

(2) 提出期限

- ① 参加申込書(別紙1)及び参加資格確認書(別紙2)
令和7年4月30日(水)午後5時
- ② 素材作成計画書及び見積書(様式任意)
令和7年5月9日(金)午後5時

(3) 提出方法等

持参又は郵送(提出期限必着)により、「12 計画書の提出先及び問合せ先」に提出すること。

5 質問及び回答

質問については、質問書(様式任意)を提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年4月30日(水)午後5時
- (2) 提出場所 山形県選挙管理委員会事務局
- (3) 提出方法 電子メールによること。
- (4) 回答方法

参加申込者すべてに電子メールにて回答する。ただし、独自提案に関する事などについては、当該質問を行った提案者に対してのみ回答する。なお、質問書に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

6 審査方法等

(1) 審査方法

山形県選挙管理委員会事務局において、資格要件等の審査を行い、別途審査会を設けて、提案者からのプレゼンテーションを経て、計画書の内容を審査し、総合評価により最も優れていると判断される提案を行った者を最優秀者として、次いで優れていると判断される提案をした者を次点者として選定する。

審査会の詳細は、別途提案者に通知する。なお、山形県の判断により、提案者によるプレゼンテーション

を省略する場合がある。

(2) 提案者の失格事項等

① 次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 参加資格要件を満たさない者
- イ 計画書を提出期限まで提出しなかった者
- ウ 審査会委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

② 提出された計画書が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ア 提出方法がこの要領に適合しないもの
- イ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 記載内容がこの要領に適合しないもの

なお、失格事項に該当すると確認された提案者に対しては、書面にて通知する。

(3) 審査基準

○審査項目

子連れ投票・家族ぐるみ投票の推進や若年層の投票を促すため、有権者にアピールする内容であるかどうか、キャッチフレーズ（キャッチコピー）を含め統一したイメージであるかどうか、加えて、インパクト、わかりやすさ、好感度等について審査する。

- ・キャッチフレーズ（キャッチコピー） : 訴求力のあるキャッチフレーズ（キャッチコピー）か。
- ・子連れ投票・家族ぐるみ投票や若年層の投票へのアピール : 選挙への関心を高めるためにアピールする内容であるか。
(規定以上の放送回数、Instagram 広告の設定予算額及び内容のバリエーション等は、アピール度の要素として審査上加味する)
- ・インパクト : 斬新でオリジナリティがあるか、説得力があるか。
- ・わかりやすさ : 内容、投票期日等がわかりやすいか。
- ・好感度 : 内容の表現などに好感が持てるか。
- ・統一イメージの効果 : 統一したイメージで効果的な啓発ができるか。

(4) 審査結果の通知

すべての提案者に対し、書面にて審査結果を通知する。なお、審査における配点基準や提案者の個別の得点等の審査内容及び審査経過に関する照会は受け付けない。

7 契約

契約は、審査結果に基づき最優秀者と業務委託契約の締結交渉を行い、放送素材の制作及び放送並びに各種啓発グッズの素材制作及び物品調達等に係る一切の費用を含んで締結する。ただし、採用された場合についても、計画書の一部を変更する場合がある。

なお、この交渉に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

8 計画書作成料

計画書作成料の支払いは行わない。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 審査会 | 令和7年5月15日（木）予定 |
| (2) 採用計画決定 | 令和7年5月21日（水）予定 |
| (3) 契約、発注 | 令和7年5月26日（月）予定 |
| (4) 納期 2(2)③ア～カ | 令和7年6月26日（木）予定 |
| 2(2)③キ～ソ | 令和7年7月3日（木）予定 |

※ ただし、公示日の日程によって変更となる。

10 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がない場合には、一旦企画コンペの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

11 その他

- (1) 放送素材、啓発グッズ等の素材の制作にあたっては、出演者等の契約内容等に十分留意すること。
- (2) 制作した放送素材及び各種啓発グッズ用素材（電子データ）については、山形県選挙管理委員会事務局及び山形県内各市町村選挙管理委員会事務局において、啓発物品等に活用するものとする。
- (3) 提出された計画書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (4) 提出された計画書等は、返却しない。
- (5) 企画が採用された者に対しては、別途、広告放送実施にあたっての各民放会社とのパブリシティ枠の連絡調整等を依頼する。

12 計画書の提出先及び問合せ先

山形県選挙管理委員会事務局（県庁6階 市町村課内）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL 023-630-2084

E-mail yshichoson@pref.yamagata.jp（*を@に変えてください）